

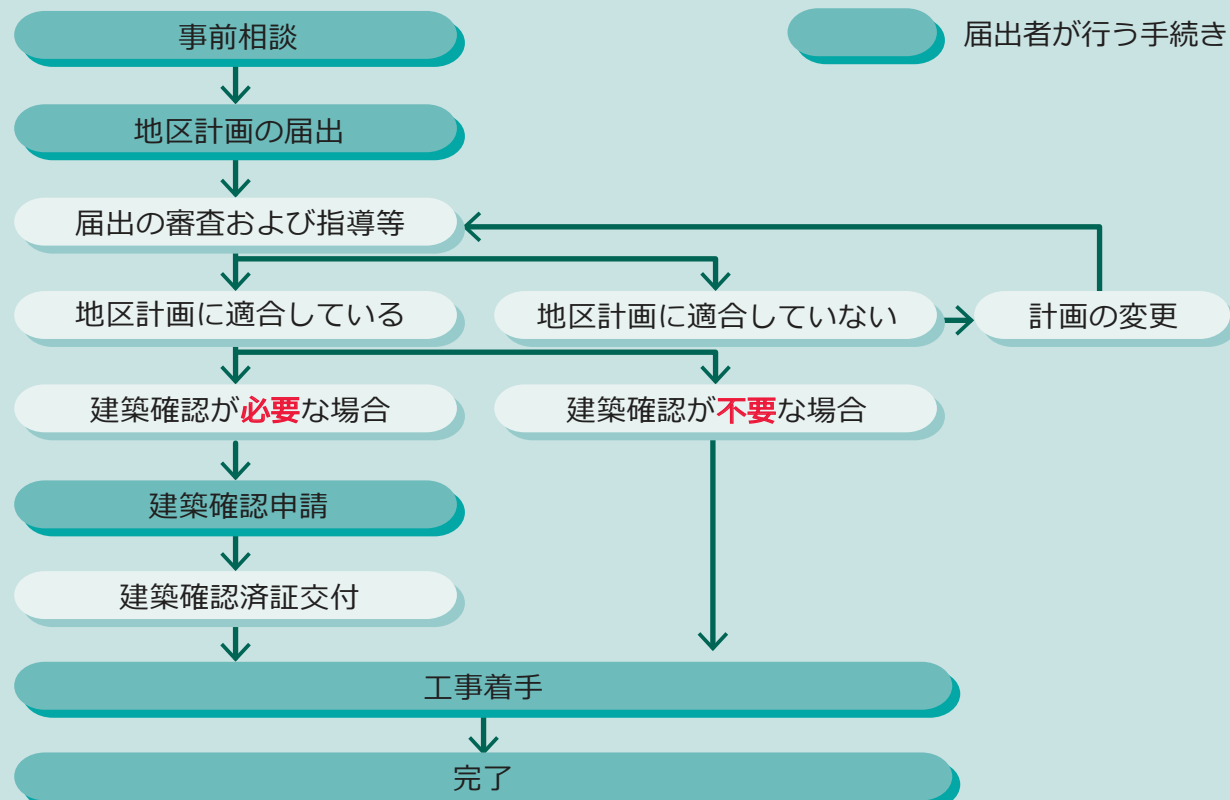
こんな時、届出が必要となります

この地区計画の区域内で下の表に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」を行う必要があります。「届出」は**工事着手の30日前**かつ建築確認申請の時までに行ってください。

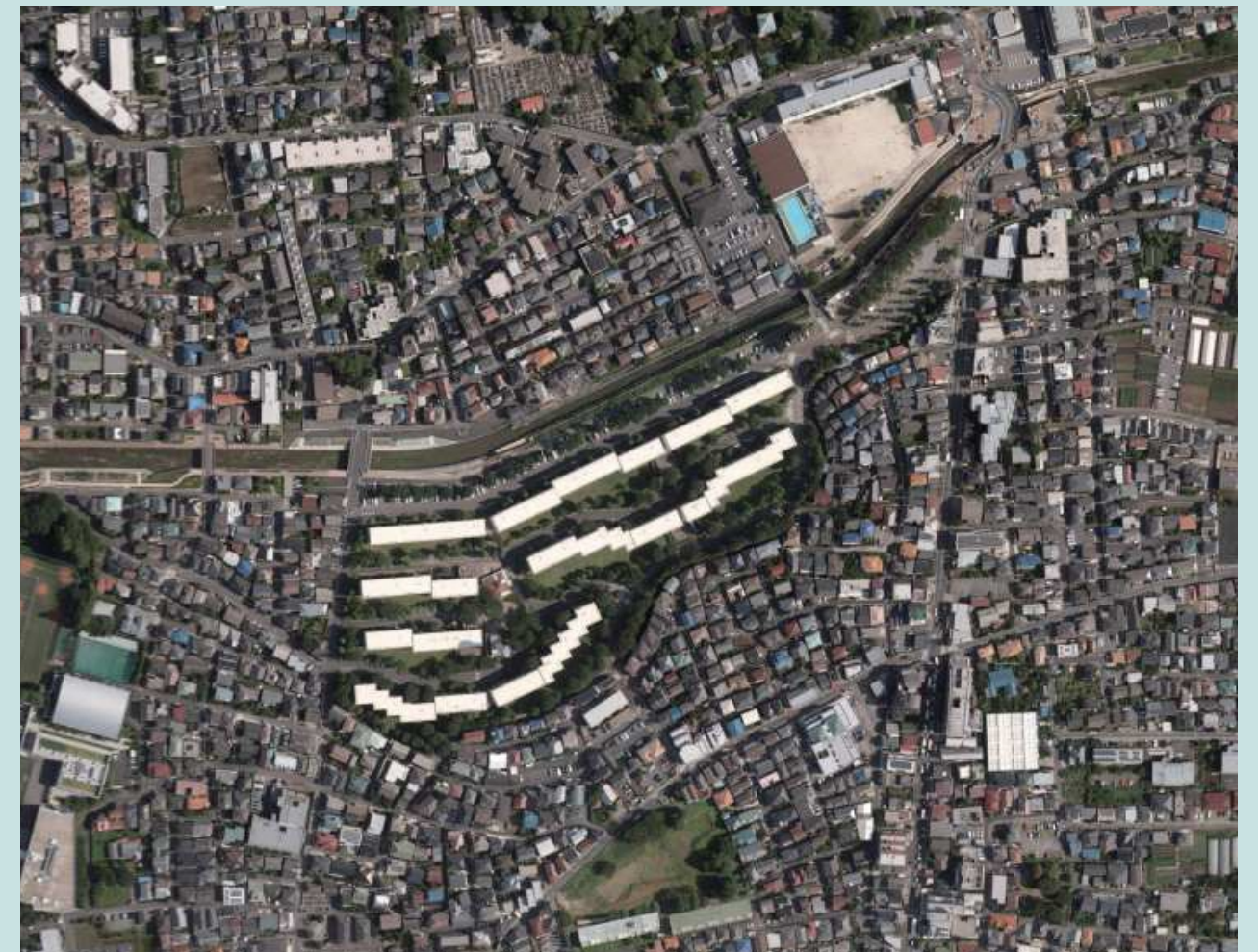
なお、下の表のような行為を行おうとする場合は、あらかじめ区にご相談ください。

届出を必要とする行為	添付書類(縮尺)
(1)土地の区画形質の変更 切土・盛土・道路・宅地の造成、敷地の分割など (開発許可が必要な場合を除く)	区域図(1/1000以上) 設計図(1/100以上)
(2)建築物の建築・工作物の建設 建築物の新築・増改築・広告塔などの工作物の建設、 門・塀および擁壁の築造など	案内図(1/1500以上) 求積図(1/100以上) 配置図(1/100以上) 各階平面図(1/100以上) 立面図(1/100以上)2面以上
(3)建築物等の用途の変更 建築物の使い途(用途)を変える (地区整備計画において用途の制限が定められた区域に限る。)	垣・さく配置図(1/100以上) 垣・さく断面図(1/20以上) 緑化施設求積図(1/100以上) 緑化施設面積算出表
(4)建築物等の形態・色彩・意匠の変更 建築物の色彩の変更・看板の設置および取替など	案内図(1/1500以上) 配置図(1/100以上) 立面図(1/100以上)2面以上

届出から工事着手まで



石神井公園団地地区地区計画



地区計画の目標

本地区は、西武新宿線上石神井駅の北東約800mに位置し、昭和40年代初めに都市計画法に基づく一団地の住宅施設として整備された住宅団地が立地している。区域の北側には石神井川が流れ、東側には桜の見どころとなっている区立さくらの辻公園があり、団地を取り巻くように樹木が配置され、戸建住宅を中心とした周辺市街地を含め、潤いのあるみどり豊かな住宅地を形成している。

練馬区都市計画マスタープランでは、石神井川沿いを「みどりの軸」として位置付けており、良好な水辺環境や散歩道としての空間の整備により、憩いとやすらぎの感じられる景観形成を図ることを掲げている。

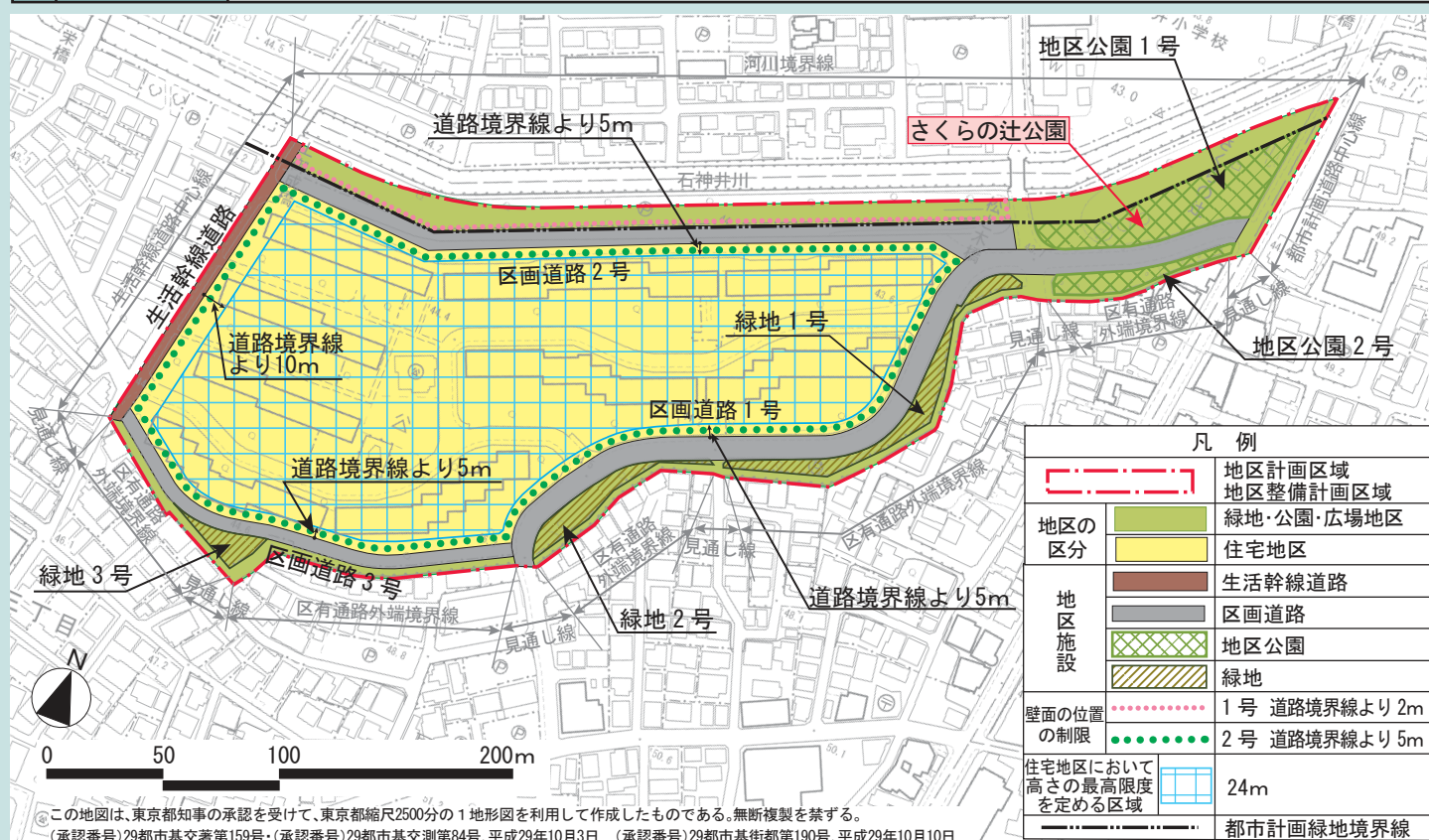
一方、地区内の住宅は建設から50年以上が経過し、躯体や設備の老朽化に加え、バリアフリー環境の未整備等に係る諸課題を抱えており、早期の住宅の更新が求められている。また、更新にあたっては、当該団地に指定されている一団地の住宅施設について、社会状況等の変化に対応した内容に見直すことも必要である。

このため、本地区では一団地の住宅施設の廃止と併せて地区計画を決定し、建築物や土地利用の更新を適切に誘導することにより、みどりのネットワークの形成やコミュニティの場の確保と併せ、地区のみどり豊かで良好な住環境の維持・向上を図るとともに、社会ニーズに対応した良質な住宅ストックの形成を促し、周辺市街地の環境にも配慮しながら安全で快適に住み続けられる住宅団地の再生を目指す。

石神井公園団地地区地区計画

都市計画決定 平成30(2018)年8月21日
 建築条例施行 平成30(2018)年11月1日

名称	石神井公園団地地区地区計画
位置	練馬区上石神井三丁目地内
面積	約5.5ha
土地利用の方針	本地区を2つの地区に分け、それぞれの特性に応じた土地利用の誘導を図る。 1 緑地・公園・広場地区 区立さくらの辻公園を維持・保全するとともに、水辺に親しむ空間やみどりに囲まれた散策路を創出し、みどりのネットワークの形成および周辺市街地との緩衝帯等としての機能を持つ土地利用を図る。 2 住宅地区 周辺市街地の環境や街並み・景観等に配慮するとともに、既存の樹木の維持・保全と積極的な緑化に努め、みどり豊かで良好な住環境を有する住宅団地としての土地利用を図る。
地区施設の整備の方針	1 道路 練馬区都市計画マスタープランにおける道路網計画を踏まえるとともに、都市計画緑地等との一体的な景観形成、周辺地域を含む防災機能の向上等の観点から、生活幹線道路および区画道路を適切に配置し、既存道路の付替および拡幅・新設等の整備を行う。 2 公園 地域住民のやすらぎやコミュニティの場として親しまれている区立さくらの辻公園を地区公園として位置付け、桜の咲く良好な公園環境の維持・保全を図る。 3 緑地 みどりのネットワークの形成および周辺市街地との緩衝帯としての機能の観点から、区画道路1号および区画道路3号沿いの空間を緑地として位置付け、区画道路等との一体的な整備を行う。
建築物等の整備の方針	良好な市街地環境の維持・創出やゆとりと統一感のある街並みの形成を図るため、壁面の位置の制限および壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 また、周辺環境と調和した良好な景観形成を図るため、建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定めるとともに、地区内の緑化を推進し、潤いのある街並みや安全・快適な歩行空間の形成を図るため、建築物の緑化率の最低限度および垣またはさくの構造の制限を定める。 緑地・公園・広場地区では、みどり豊かな潤いのある空間を確保するため、建築物等の用途の制限、建築物の建蔽率の最高限度および建築物等の高さの最高限度を定める。 住宅地区では、敷地内の空地を確保し、ゆとりある良好な住環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度および建築物等の高さの最高限度を定める。 建築物等の整備に際しては、配置および高さ等について地域の景観や環境に十分な配慮をするものとする。また、地域の子育てなどの福祉サービスの充実を図るため、地域に必要な福祉施設の設置に努めるものとする。
その他当該区域の整備、開発および保全に関する方針	石神井川沿いの都市計画緑地(都市施設)は、地域コミュニティの場や水辺に親しむ散策路を創出するため、みどり豊かな魅力ある景観や防災機能を備えた広場として整備を行う。 また、生活幹線道路および区画道路の安全性・快適性の向上を図るため、壁面の位置の制限により後退した部分を、みどり豊かな歩行空間等として整備を行う。



地区施設の配置および規模	道路	名称	生活幹線道路	幅員	6.0m(約9.2m)	延長	約140m	備考	拡幅			
		区画道路1号	10.0m~12.2m	約370m	既存							
		区画道路2号	8.0m	約300m	付替							
		区画道路3号	6.0m	約180m	新設							
	()内は地区外を含めた幅員											
	公園	名称	地区公園1号	面積	約1,960㎡	備考	既存	地区公園2号	面積	約430㎡	備考	既存
		緑地	名称	緑地1号	面積	約1,000㎡	備考	新設	緑地2号	面積	約510㎡	備考
	地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	緑地・公園・広場地区			住宅地区				
			面積	約1.8ha			約3.7ha					
		建築物等の用途の制限	つぎの各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 防災備蓄倉庫その他の防災に関連する施設 (2) 公園緑地等の管理に必要な施設 (3) 路線バスの停留所の上家、公衆便所その他これらに類する公益上必要な施設			つぎの各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (4) 病院 (5) 税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの						
建築物の建蔽率の最高限度		10分の3			10分の5							
建築物の敷地面積の最低限度		-			2,000㎡							
壁面の位置の制限		計画図に表示する壁面の位置の制限1号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路(生活幹線道路および区画道路を含む。以下同じ。)境界線までの距離は、2m以上とする。			計画図に表示する壁面の位置の制限2号が定められている部分においては、建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、5m以上とする。ただし、道路境界線から3mを超える部分に設置するごみ置場、駐輪場等の附属建築物で、高さが3m以下であるものについては、この限りでない。							
壁面後退区域における工作物の設置の制限		壁面の位置の制限により建築物が後退した区域については、門、へい、擁壁、広告物、自動販売機その他の通行の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、つぎの各号に掲げる工作物については、この限りでない。 (1) 外灯等の安全上必要な施設 (2) 柵・花壇・支柱等の植栽のための施設 (3) ベンチ等の休憩施設 (4) 案内板、掲示板等の公益上必要な施設			壁面の位置の制限により建築物が後退した区域のうち、道路境界線から3mまでの区域については、門、へい、擁壁、広告物、自動販売機その他の工作物を設置してはならない。ただし、つぎの各号に掲げる工作物で、建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限第1項の規定に基づく歩道状空地以外の部分に設けるものについては、この限りでない。 (1) 出庫灯、車止めおよび外灯等の安全上必要な施設 (2) 柵・花壇・支柱等の植栽のための施設 (3) ベンチ等の休憩施設 (4) 案内板、掲示板等の公益上必要な施設							
建築物等の高さの最高限度		5m			計画図に示す高さの最高限度を定める区域における建築物等の高さの最高限度は、24mとする。							
建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限		1 壁面の位置の制限2号により建築物が後退した区域については、原則として、道路境界線に沿って幅2m以上の歩道状空地および幅1m以上の緑地帯(出入口、車路等の部分を除く)を設けるものとする。ただし、接する道路に十分な歩道が整備されている場合等は、歩道状空地を緑地帯等とすることができる。 2 建築物の各部分(バルコニー、庇、出窓等)は壁面後退区域に設けてはならない。ただし、道路境界線から3mを超える部分に設置する出入口等の庇および附属建築物の屋根等で、高さが3m以下であるものは、この限りでない。 3 建築物の外壁および屋根の色彩は、原色の使用を避け、周囲の環境と調和した落ち着いた色合いとし景観に配慮する。 4 屋外広告物の色彩は、原色の使用を避け、落ち着いた色合いや装飾とし、周囲の景観、環境に配慮する。										
建築物の緑化率の最低限度		10分の2										
垣またはさくの構造の制限	道路に面して設ける垣またはさくは、生け垣または透過性のあるフェンスとする。ただし、高さ60cm以下の部分は、この限りでない。											